

小郡市は、「小郡市食料・農業・農村基本計画」において、小郡市が「目指す食料・農業・農村の姿」を策定しました。

その「姿」に近づけるために、「施策体系と施策の目標値」を設定し、行っていくべき事業の方向性に反映させています。

「目指す食料・農業・農村の姿」については、「後期計画」本文中に掲載していません。

次ページからの「資料編」、または「小郡市食料・農業・農村基本計画」本編を参照されてください。

目指す食料・農業・農村の姿

目指す食料・農業・農村の姿

第1節 基本理念

小郡市食料・農業・農村基本条例第2条に下記のような基本理念が示されています。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」第2条(基本理念)より

食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

第2節 目指す食料・農業・農村の姿

条例第2条の基本理念を踏まえ、目指すべき小郡市の食料・農業・農村の姿を以下のよう to 決めました。

「食」と「農」を協働で育み、健康で豊かに暮らせるまち・おごおり



目指す食料・農業・農村の姿や条例第 7 条に示された 10 項目の基本的な施策を踏まえて、食料、農業、農村の各分野における将来像を以下のように定めました。

食料像の基本的な考え方

H26 年 2 月アンケート結果によると、市内の直売所で購入している人は約 15% に留まっていますが、直売所で購入する理由は、「新鮮で品質が良い」「価格が安い」「安全で安心だから」が圧倒的に多く、地元で生産された農産物が求められています。地域で生産された食料は、地域で消費されるという地産地消の推進を通じて健康で豊かな食生活の実現を進めることが重要です。

食料像 地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

農業像の基本的な考え方

緑園都市・おごおりを推進するためには、持続的な農業の確立をめざす必要があります。そのためには、多様な担い手の育成を行い、農業経営の安定が確立され「職業として選択できる農業」を展開することが重要です。

農業像 多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

農村像の基本的な考え方

生産者と市民を含む消費者が、農業や農村における交流・イベント等を通して、農村の多面的機能等に対する理解を得ながら、美しい自然と調和した農村づくり、田園都市・緑園都市・おごおりの農村振興を推進することが重要です。

農村像 市民交流による田園都市・おごおりの推進

第3節 施策体系と施策の目標値

(1) 施策体系

基本理念
(条例第2条)

目指す
食料・農業・農村の姿

基本的施策
(条例第7条)

食料

食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

食料像

地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策

農業

農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

農業像

多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

- (3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策
- (8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策

農村

農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

農村像

市民交流による田園都市・おごりの推進

- (5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

「食」と「農」を協働で育み、健康で豊かに暮らせるまち・おごり

基本的施策の方向と施策・事業
(各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進する)

評価指標

(1) 地元産農産物の信頼の確保

- 1) 消費者が求める産地情報等の提供
- 2) 安全で安心できる農産物の流通

a. 地元産農産物の情報提供を行います

(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

- 1) 食育推進計画(おごおり食育プラン)の推進
- 2) 食と農をむすぶ取り組みの推進

- b. 学校等で食育に取り組みます
- c. 食農体験に取り組みます

(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進

- 1) 地産地消の推進

- d. 市内直売所の認知度を高めます
- e. 市内直売所の年間利用者数を増やします
- f. 学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)を向上させます

(1) 多様な担い手の育成・確保

- 1) 認定農業者等の担い手の育成・確保
- 2) 新規就農者及び後継者の育成・確保
- 3) 女性・高齢農業者等の多様な担い手への支援

- g. 認定農業者数を増やします
- h. 集落営農等の法人化を推進します
- i. 新規就農者数を増やします

(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成

- 1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立と地域農業の維持確保
- 2) 産地銘柄の確立(ブランド化)と6次産業化の促進

- j. 販売金額年間1千万円以上の農業経営体を増やします
- k. 農地の流動化による担い手への集積面積を増やします
- l. 農地の利用権設定率を向上させます

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

- 1) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備・更新
- 2) 遊休農地の解消等による優良農地の確保

- m. 農業用施設等を計画的に更新します
- n. 耕作放棄地の発生を抑制します

(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

- 1) 環境に配慮した農業生産の推進
- 2) 自然循環機能の維持増進

- o. 環境に配慮した農業生産に取り組む農家を増やします
- p. 環境保全型農業直接支援対策の取り組み面積を増やします

(1) 農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進

- 1) 農業及び農村に関する情報の提供
- 2) 農村(生産者)と都市(消費者)との交流の促進

- q. 農業・農村に関するイベント情報を提供します
- r. 小都市食料・農業・農村基本条例及び基本計画の認知度を高めます

(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進

- 1) 農業・農村の多面的機能の維持・向上
- 2) 農村の景観等を活かした地域振興

s. 多面的機能を発揮させる環境整備を進めます

(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

- 1) 女性農業者の地位向上
- 2) 女性農業者の地域における意思決定の場への参画促進

- t. 家族経営協定締結数を増やします
- u. 農政関連の委員会等への女性の登用率を向上させます

